（４）許可手数料と許可期間

許可申請をする場合は、屋外広告物の種類や規模に応じて、下表のとおり手数料が必要となります。【条例第３１条】

また、許可の期間は広告物の種類ごとに下表の期間を基準として定められています。【規則第８条】

● 許可手数料と許可期間

広告物の種類		単　位	手数料	許可期間
広告板、広告塔、サインポール※１ （屋上利用広告･壁面利用広告･突き出し広告を含む）		１㎡	350　円	３年以内
電柱・街灯柱等利用広告		１個	350　円	
アーチ利用広告		１基	3,500　円	
標識利用広告		１個	170　円	
自動車利用広告	広告宣伝用自動車	１台	2,000　円	
	広告宣伝用自動車以外	１台	800　円	
掛看板		１個	700　円	１年以内
広告幕（つり下げを含む）		１張	350　円	３か月以内
アドバルーン		１個	1,750　円	
広告旗		１本	350　円	１か月以内
貼り紙※２		５０枚	350　円	
貼り札※３		１０枚	350　円	
紙製又は布製の立看板		１個	170　円	
前期以外の立て看板		１個	350　円	

※１：広告板、広告塔、サインポールの面積計算は小数点以下を切り上げます。（単位１㎡未満のものは１㎡とします）
広告物が複数の場合は、１基ごとに計算します。
変更又は改造申請の場合、当該広告物の全体面積を対象として手数料を計算します。
※２：貼り紙で５０枚未満のものは、５０枚とします。
※３：貼り札で１０枚未満のものは、１０枚とします。